

令和2年3月

令和2年度組織機構の改正について

令和2年度東大阪市組織機構の改正(令和2年4月1日～)により、指導監査室においては次のとおり組織の再編が行われます。

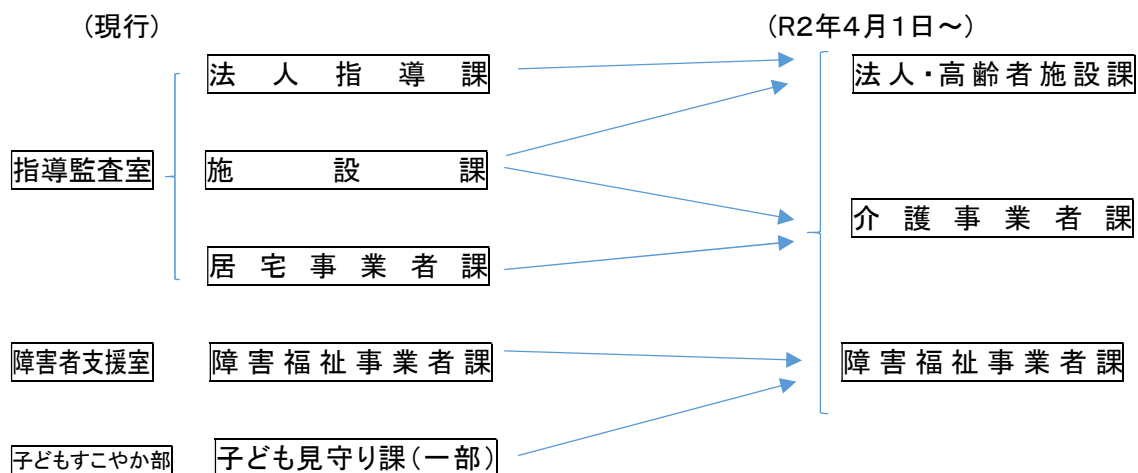
◎福祉部の再編について

高齢化社会の進行に伴い、多様化・高度化する市民ニーズや行政課題に対応するため、現福祉部が主に地域共生、高齢者、障害者施策を所管する「福祉部」と生活保護、生活困窮者への自立支援施策、福祉事務所を所管する「生活支援部」に再編されます。

◎指導監査室の再編について

○指導監査室の現3課(「法人指導課」、「施設課」、「居宅事業者課」)が2課に再編され、「法人・高齢者施設課」と「介護事業者課」になります。

○障害者支援室の「障害福祉事業者課」が指導監査室に編入され、子どもすこやか部、「子ども見守り課」の所管事務のうち一部が「障害福祉事業者課」に編入されます。



「施設課」の所管事務が「法人・高齢者施設課」と「介護事業者課」の2課に分かれて移行します。

◎各課の所管事務について

【法人・高齢者施設課】

○「法人指導課」の所管事務は、「法人・高齢者施設課」に移行します。

○「施設課」所管事務のうち、「法人・高齢者施設課」所管となる事業種別は別紙1の一覧のとおりです。

【介護事業者課】

○「居宅事業者課」の所管事務は、「介護事業者課」に移行します。(一部を除く。)

○「施設課」所管事務のうち、「介護事業者課」所管となる事業種別は別紙1の一覧のとおりです。

【障害福祉事業者課】

現行の所管事務に加えて、「子ども見守り課(子どもすこやか部)」の所管事務のうち、児童福祉法に基づく障害児通所等支援事業の指定、指導等に関する事務が同課に移行します。別紙2の一覧のとおりです。

◎執務室フロアについて

指導監査室については、フロアの移転はありません。今後も執務室フロアは8階です。

(現福祉部のうち、障害者支援室と高齢介護室は4月上旬に9階に移転する予定です。)

◎重要事項説明書、事業所内掲示物等の各課の連絡先の変更について

各事業者におかれましては、4月1日以降に使用される重要事項説明書等の利用者との契約に関する書類や、事業所内に掲示をお願いしている苦情の連絡先等に記載されている各課の連絡先を、該当するサービスを所管する以下の各課の連絡先に変更していただきますようお願いいたします。大変お手数をお掛け致しますが、どうぞよろしくお願いいたします。

◎各課の連絡先

【法人・高齢者施設課】

TEL 06-4309-3340 及び 06-4309-3315

FAX 06-4309-3813(R2.4.12 まで) 06-4309-3848(R2.4.13 から)

E-mail hojin@city.higashiosaka.lg.jp

【介護事業者課】

TEL 指定 06-4309-3318 指導 06-4309-3317

FAX 06-4309-3813(R2.4.12 まで) 06-4309-3848(R2.4.13 から)

E-mail kaigojigyosha@city.higashiosaka.lg.jp (予定)

【障害福祉事業者課】

TEL 06-4309-3187

FAX 06-4309-3813(R2.4.12 まで) 06-4309-3848(R2.4.13 から)

E-mail shogaijigyosha@city.higashiosaka.lg.jp

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 指導監査室 法人指導課

TEL 06-4309-3340

FAX 06-4309-3848

別紙1 令和2年4月1日以降の所管課(高齢・介護保険関係の分担)

課名	事業種別	
法人・高齢者施設課	社会福祉法人	法人本部及び社会福祉施設
	施設サービス	介護老人福祉施設
		介護老人保健施設
		【みなし】(介護予防)通所リハビリテーション
		【みなし】(介護予防)短期入所療養介護
		介護医療院
	地域密着型サービス	介護療養型医療施設
		(介護予防)認知症対応型共同生活介護
		(介護予防)認知症対応型通所介護(GH共用型に限る)
	居宅サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
		(介護予防)短期入所生活介護(特養併設)
		(介護予防)短期入所生活介護(地域密着型特養併設)
		(介護予防)短期入所生活介護(特定施設併設)
	社会福祉施設	(介護予防)特定施設入居者生活介護
軽費老人ホーム(ケアハウス)		
	養護老人ホーム	
介護事業者課	居宅サービス	訪問介護
		(介護予防)訪問入浴介護
		(介護予防)訪問看護
		(介護予防)訪問リハビリテーション
		(介護予防)居宅療養管理指導
		通所介護
		(介護予防)通所リハビリテーション
		(介護予防)短期入所生活介護
		(介護予防)短期入所療養介護
		(介護予防)福祉用具貸与
		特定(介護予防)福祉用具販売
	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問介護
		地域密着型通所介護
		(介護予防)認知症対応型通所介護
		(介護予防)小規模多機能型居宅介護
		看護小規模多機能型居宅介護
	その他介護保険	居宅介護支援
		介護予防支援
	第1号事業	訪問型介護予防サービス
		訪問型生活援助サービス
		通所型介護予防サービス
		通所型短時間サービス
	高齢者の住まい	有料老人ホーム
		サービス付き高齢者向け住宅 ※

※ サービス付き高齢者向け住宅については、登録及び設備等の所管課は住宅政策室企画推進課

別紙2 令和2年4月1日以降の所管課(障害福祉関係)

課名	事業種別		
障害福祉事業者課	障害福祉サービス事業所等	訪問系	居宅介護
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		日中活動系	療養介護
			生活介護(従たる事業所含)
			短期入所
		施設系	施設入所支援
		訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練)
			自立訓練(生活訓練)
			就労移行支援
			就労継続支援(A型)
			就労継続支援(B型)(従たる事業所含)
			就労定着支援
	自立生活援助支援		
	共同生活援助		
	相談支援系	地域移行支援	
		地域定着支援	
		計画相談支援	
	地域生活支援事業		移動支援
			地域活動支援センターⅡ型
			地域活動支援センターⅢ型
			日中短期入所
			生活サポート
			訪問入浴サービス
	障害児通所等支援事業所	通所系	児童発達支援
			医療型児童発達支援
			放課後等デイサービス
		訪問系	保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援			
相談支援系		障害児相談支援	